大阪府環境審議会 水質部会 運営要領　新旧対照表

資料２

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１　趣旨  この要領は、大阪府環境審議会条例(平成６年大阪府条例第７号。以下｢条例｣という。)第６条第１項第２号の規定により大阪府環境審議会(以下｢審議会｣という。) に設置する水質部会(以下｢部会｣という。)の組織及び運営について定める。  第２　所掌事項等  部会は、水質に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。  （１）水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例（昭和４９年条例第８号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年条例第６号）に基づく排水基準の設定  （２）水質汚濁防止法(昭和４５年法律第１３８号)第４条の３の規定に基づく総量削減計画の作成  （３）水質汚濁防止法第４条の５の規定に基づく総量規制基準の設定  （４）水質汚濁防止法第１６条第１項に規定する測定計画の作成  （５）環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第２項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ  （６）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年法律第１１０号）第４条の規定に基づく府県計画の作成  （７）（２）及び（６）の推進に資する事業の審査に関すること  （８）その他、水質の保全に関する事項  第３　組織  １　部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。  一　条例第２条第１項第１号に規定する委員　　４人以内  　二 条例第３条第２項に規定する専門委員　　 若干名  ２　部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。  ３　部会長は、部会に属する委員及び専門委員の所掌する事項をあらかじめ定める。  ４ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。  第４　会議  １　部会の会議は、部会長が審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員を招集し、部会長がその議長となる。  ２ 部会は、審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。  ３ 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  ４ 第２の（１）、（３）、（４）、（７）に係る部会の決議については、条例第６条第７項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。  ５　部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。  第５　補則  この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。  附　則  この要領は、平成２５年３月２７日から施行する。  附　則  この要領は、令和５年１２月２７日から施行する。 | 第１　趣旨  この要領は、大阪府環境審議会条例(平成６年大阪府条例第７号。以下｢条例｣という。)第６条第１項第２号の規定により大阪府環境審議会(以下｢審議会｣という。) に設置する水質部会(以下｢部会｣という。)の組織及び運営について定める。  第２　所掌事項等  部会は、水質に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。  （１）水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例（昭和４９年条例第８号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年条例第６号）に基づく排水基準の設定  （２）水質汚濁防止法(昭和４５年法律第１３８号)第４条の３の規定に基づく総量削減計画の作成  （３）水質汚濁防止法第４条の５の規定に基づく総量規制基準の設定  （４）水質汚濁防止法第１６条第１項に規定する測定計画の作成  （５）環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第２項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ  （６）その他、水質の保全に関する事項  第３　組織  １　部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。  一　条例第２条第１項第１号に規定する委員　　４人以内  　二 条例第３条第２項に規定する専門委員　　 若干名  ２　部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。  ３ 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。  第４　会議  １　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。  ２ 部会は、これに属する委員及び専門委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。  ３ 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  ４ 第２の（１）、（３）、（４）に係る部会の決議については、条例第６条第７項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。  ５　部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。  第５　補則  この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。  附　則  この要領は、平成２５年３月２７日から施行する。 |